



新関 一夫 議員



録画映像

質問 業者と予定価格を決めることは法令違反になるのでは
代表監査委員 随意契約は競争のない一社との契約なので問題はない

問 LED照明設備に関する件

第1回定例会、第2回定例会でもお聞きしましたが、6月末に市民より出された「住民監査請求」の監査結果も公表されましたので改めてお聞きします。

(1)まずは市長に伺います。

第2回定例会における一般質問でこの件に関し、「本来であれば他のリース業者と同様のサービスができるのかどうか、様々なことを確認した上で実施すべきだったなというふうな反省は持ってください」と発言し、その後「住民監査請求」が出された折の7月1日付けの北海道新聞では、「リース事業は競争入札に適さない」と発言しています。

これら二つの発言は乖離（かいり）しているかと思いますが、説明を求めます。
答（市長） (1)第2回定例会市議会における私の答弁趣旨は、一般競争入札を基本としながら、その例外として随意契約があることに触れつつ、市議会において、ご指摘と議論をいただいていることを念頭

に、反省点はいくつかあるとの認識を示したものであり、また、そのような議論を踏まえ、契約事務に関する誤解を生まざるに透明性を高める改善策として、今後、随意契約に関するガイドラインを作成するなど、制度を整えていかなければならないとの考えを示したものです。

なお、新聞報道で「リース事業は競争入札に適さない」とのことですが、議会での答弁のとおり、競争原理が基本であるとの考えを持っていますので、そのような趣旨で発言した覚えはありません。

問 (2) 監査委員より8月29日付けで公表された「住民監査請求に係る監査結果」について以下質問をします。

見積書及び予定価格は適正か、に関して次のとおり記載がありました。
〔監査結果の13ページより一部抜粋〕

「予定価格についても随意契約の特異性から見積書として業者からの提案があり、その後の協議の中で市と業者との間で見積もりの合意形成がされていったものであることから、合意した金額と異なる予定価格を設定する必要は無いものと思われる。見積書は、市として金額について折り合いがつかない場合、市はイーシームズ株式会社と契約をせず取りやめることができた。」

①業者と予定価格を合意形成して決めることが独占禁止法や官製談合防止法違反

に当たるとはどうか。
②市は何を金額の根拠として、いわゆる価格折衝をしたのか。

法令では「時価に比して著しく有利な価格で締結する見込みのあるとき」に適法となるわけですが、他社から見積もりを取ることなく、なぜ、「時価」が分かるのでしょうか。

改めて監査委員の意見を伺います。

③「住民監査請求書」や「陳述書」では「怠る事実」として、市が他社からの見積書を徴取しなかったことが挙げられています。

監査委員は、「時価に比して著しく有利な価格」を証明するためにどうするのが適当と考えるのかを伺います。

④「監査結果13ページ 着重点2の(4)一部抜粋」

「提出のあった事実証明書であるA社見積もりは信ぴょう性があるか。」について。

A社の見積書に対し、「灯火の数量」「施工内容の乖離」など信ぴょう性に疑いがあるとし、「仮にA社と契約していたとしても、請求人の主張する金額の4千721万円も高額な契約にはなり得ないことが検証の結果明らか」としています。具体的などのような検証をしたのか。

また、この結論に至るまでにA社と確認作業はしたのでしょうか。

お答えください。

答（代表監査委員） (2)①「見積もりの合意形成」についてですが、随意契約は競争のない一社との契約ですから契約前に価格について、合意できるよう話し合いが行われることは問題ないものと考えます。

②なぜ、時価が分かるかについてですが、審査結果に記述のない事項であることからこの件については答弁を差し控えさせていただきます。

③仮に他社から見積もりを徴取したとしても時価は分からないため、工事請負部分などについては参考として事前に市で積算する必要があったと考えます。

④A社の見積書に対し具体的にどのような検証をしたのかについては、請求人を介して7月13日にA社の各施設の具体的な見積書の提出があり、それらと市の発注時の積算内容を比較しました。

提出された見積書には、数量、単価、積算金額が詳しく記載されていたため特にA社に対して確認作業はしていません。



LED照明の北斗市スポーツセンター